

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p><u>(認定又は登録に関する欠格事由)</u></p> <p><u>第6条 第3条から第5条の規定にかかわらず、認定又は登録の前2年以内に、次のいずれかに該当するときは、被認定者又は被登録者となることできない。</u></p> <p><u>(1) 重大な法令違反等不正な行為等があったと認められるとき。</u></p> <p><u>(2) その他、前号に類する事情により、被認定者又は被登録者として適当でないとして認められるとき。</u></p> <p>(認定及び登録の有効期間)</p> <p>第7条 認定及び登録の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、認定日が4月1日以降の場合は認定日より翌年の3月31日までとする。</p> <p>(名簿の公表)</p> <p>第8条 県は、障害者就労施設等（障害福祉サービス事業所等を除く。）、障害者雇用努力企業、母子・父子福祉団体と登録物品等について、名簿を作成し、公表するものとする。</p> <p>2 障害者就労施設等のうち、障害福祉サービス事業所等については、受注可能な物品等を付して県が作成する名簿の公表をもって前項の公表とする。</p> <p>(調達に関する公表)</p> <p>第9条 県は、名簿に登録した物品等について、年間における発注見通しを公表するものとする。</p> <p>2 県は、調達後においては、契約の締結状況を公表するものとする。</p> <p>3 障害者就労施設等のうち、障害福祉サービス事業所等の年間における発注見通しについては、障害者優先調達推進法第9条第3項で定める方針の公表をもって前項の公表とする。</p> <p>(障害福祉サービス事業所等からの物品等の調達)</p> <p>第10条 障害福祉サービス事業所等（岐阜県社会福祉協議会を除く。）が供給できる物品等の調達に当たっては、当該調達に係る契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約によることができる場合にあっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害福祉サービス事業所等と随意契約により契約を締結するものとする。</p> <p>2 岐阜県社会福祉協議会から調達する場合であって、結果的に障害者就労施設等（岐阜県社会福祉協議会を除く。）が供給する物品等の調達となっている場合には、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によることができる場合にあっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、岐阜県社会福祉協議会と随意契約により契約を締結するものとする。</p>	<p>障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(認定及び登録の有効期間)</p> <p>第6条 認定及び登録の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、認定日が4月1日以降の場合は認定日より翌年の3月31日までとする。</p> <p>(名簿の公表)</p> <p>第7条 県は、障害者就労施設等（障害福祉サービス事業所等を除く。）、障害者雇用努力企業、母子・父子福祉団体と登録物品等について、名簿を作成し、公表するものとする。</p> <p>2 障害者就労施設等のうち、障害福祉サービス事業所等については、受注可能な物品等を付して県が作成する名簿の公表をもって前項の公表とする。</p> <p>(調達に関する公表)</p> <p>第8条 県は、名簿に登録した物品等について、年間における発注見通しを公表するものとする。</p> <p>2 県は、調達後においては、契約の締結状況を公表するものとする。</p> <p>3 障害者就労施設等のうち、障害福祉サービス事業所等の年間における発注見通しについては、障害者優先調達推進法第9条第3項で定める方針の公表をもって前項の公表とする。</p> <p>(障害福祉サービス事業所等からの物品等の調達)</p> <p>第9条 障害福祉サービス事業所等（岐阜県社会福祉協議会を除く。）が供給できる物品等の調達に当たっては、当該調達に係る契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約によることができる場合にあっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害福祉サービス事業所等と随意契約により契約を締結するものとする。</p> <p>2 岐阜県社会福祉協議会から調達する場合であって、結果的に障害者就労施設等（岐阜県社会福祉協議会を除く。）が供給する物品等の調達となっている場合には、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によることができる場合にあっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、岐阜県社会福祉協議会と随意契約により契約を締結するものとする。</p>

(特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業からの物品等の調達)

第1.1条 特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業が供給できる物品等の調達に当たっては、当該調達に係る契約の予定価格が岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)第140条の2の表の下欄に定める額を超えない場合にあつては、予算の適正な執行に配慮しつつ、特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業と随意契約により契約を締結するものとする。

2 特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業が供給できる物品等の調達に係る指名競争入札を行う場合には、予算及び事業の適正な執行に配慮しつつ、特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業を優先的に指名することに努めるものとする。

(母子・父子福祉団体からの物品等の調達)

第1.2条 母子・父子福祉団体が提供できる物品の調達に当たっては、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によることができる場合にあつては、予算の適正な執行に配慮しつつ、母子・父子福祉団体と随意契約により契約を締結するものとする。

2 母子・父子福祉団体が供給できる役務の調達に当たっては、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約できる場合にあつては、予算の適正な執行を配慮しつつ、母子・父子福祉団体と随意契約により契約を締結するものとする。

(認定又は登録の取消及び名簿からの抹消)

第1.3条 県は、第7条に定める名簿により公表する障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体について、次のいずれかに該当するときは、当該認定又は登録を取り消し、名簿から抹消するものとする。

- (1) 第2条第3号から第5号までの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定又は登録を受けたことが判明したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 正当な事由がなく障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第7条の規定による変更の届け出を行わなかったとき。

2 県は、前項第2号から第4号のいずれかの規定により認定又は登録を取り消した障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体については、当該取消の日から起算して、2年間は認定又は登録を行わないものとする。

(その他)

第1.4条 この要綱に定めるもののほか、障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等の調達に関し必要な事項は別に定める。

(特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業からの物品等の調達)

第1.0条 特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業が供給できる物品等の調達に当たっては、当該調達に係る契約の予定価格が岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)第140条の2の表の下欄に定める額を超えない場合にあつては、予算の適正な執行に配慮しつつ、特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業と随意契約により契約を締結するものとする。

2 特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業が供給できる物品等の調達に係る指名競争入札を行う場合には、予算及び事業の適正な執行に配慮しつつ、特例子会社等、在宅就業障害者、在宅就業支援団体及び障害者雇用努力企業を優先的に指名することに努めるものとする。

(母子・父子福祉団体からの物品等の調達)

第1.1条 母子・父子福祉団体が提供できる物品の調達に当たっては、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によることができる場合にあつては、予算の適正な執行に配慮しつつ、母子・父子福祉団体と随意契約により契約を締結するものとする。

2 母子・父子福祉団体が供給できる役務の調達に当たっては、当該調達に係る契約が施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約できる場合にあつては、予算の適正な執行を配慮しつつ、母子・父子福祉団体と随意契約により契約を締結するものとする。

(認定又は登録の取消及び名簿からの抹消)

第1.2条 県は、第7条に定める名簿により公表する障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体について、次のいずれかに該当するときは、当該認定又は登録を取り消し、名簿から抹消するものとする。

- (1) 第2条第3号から第5号までの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定又は登録を受けたことが判明したとき。

(3) 正当な事由がなく障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第7条の規定による変更の届け出を行わなかったとき。

2 県は、前項第2号又は第3号の 規定により認定又は登録を取り消した障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体については、当該取消の日から起算して、2年間は認定又は登録を行わないものとする。

(その他)

第1.3条 この要綱に定めるもののほか、障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等の調達に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

ただし、第2条第2号で規定する「障害者雇用努力企業」に係るこの要綱の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月12日から施行する。
- 2 改正後の第10条及び第11条の規定は、平成17年8月1日以降に行われる小規模作業所等及び母子福祉団体からの物品等の調達について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

ただし、第2条第5号の改正規定及び第12条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第2条第3号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、平成31年3月31日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第2条第3号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、令和5年3月31日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

ただし、第2条第2号で規定する「障害者雇用努力企業」に係るこの要綱の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月12日から施行する。
- 2 改正後の第10条及び第11条の規定は、平成17年8月1日以降に行われる小規模作業所等及び母子福祉団体からの物品等の調達について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

ただし、第2条第5号の改正規定及び第12条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第2条第3号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、平成31年3月31日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第2条第3号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、令和5年3月31日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

